11　法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
12　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
13　特例認定に関する書類の写し

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
3　11及び12に掲げる書類については、法第58条第1項の特例認定又は法第63条第2項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
4　法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

11　法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
12　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
13　仮認定に関する書類の写し

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　1から6までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
3　11及び12に掲げる書類については、法第58条第1項の仮認定又は法第63条第2項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
4　法第53条第4項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。